



おおさか人権情報誌 令和2(2020)年3月  
No.46

# そうぞう

外国人の人権について考えよう

特集

外国人の人権

P.2~3

インタビュー

— すべての人が力を発揮できる社会を —

大阪大学大学院人間科学研究科准教授

なかや さち  
高谷 幸

P.4~5

団体紹介

NPO 法人おおさか子ども多文化センター

P.6

大阪府の取組紹介

大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例を施行しました。

P.7

トピックス

第38回人権啓発詩・読書感想文募集事業の表彰式を行いました。  
大阪府人権白書「ゆまにてなほ34」を発行しました。

P.8

# 特集

# 外国人の人権



国際化が進んできたことによって、さまざまな国籍の外国人が幅広い分野の職業に従事し、留学生や外国人旅行者も多数来日しています。

## 大阪府に住む外国人



大阪府には、164 カ国、約 23 万 9 千人の外国人が暮らしており、府民の 37 人に 1 人が外国人という計算になります（平成 30 年 12 月 31 日現在）。

その約 5 割は韓国籍・朝鮮籍の人です。多くは日本が朝鮮半島を領土としていた歴史的経緯により、第二次世界大戦以前から暮らしている人とその子孫です。

また、都道府県別在留外国人数では、東京、愛知に次いで、3 番目（平成 29 年 3 月 27 日現在）です。大阪は多くの外国人が住む世界の都市のひとつです。

■大阪府の国籍・地域別在留外国人数

単位：人

	平成 26 年 12 月	平成 27 年 12 月	平成 28 年 12 月	平成 29 年 12 月	平成 30 年 12 月
韓国・朝鮮	114,373	111,863	109,322	107,090	105,184
中国	51,121	52,856	56,217	60,024	63,315
ベトナム	6,958	10,494	14,260	19,789	25,641
フィリピン	6,524	6,853	7,331	7,895	8,471
台湾	4,198	5,346	5,951	6,620	7,058

法務省「在留外国人統計」を基に作成

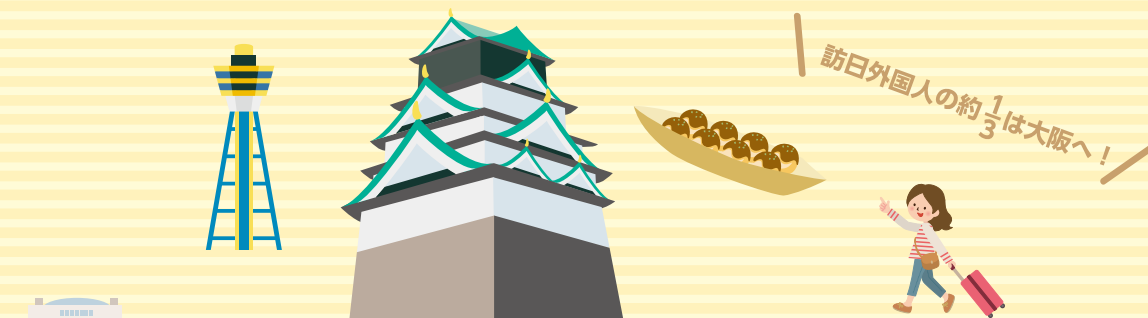
## 大阪府を訪れた外国人旅行者数

約 1,142 万人

日本政府観光局 (JNTO) 及び観光庁資料より

※来阪外客数は日本政府観光局 (JNTO) の「訪問外客数」に、観光庁の「訪日外国人消費動向調査」の訪問率を乗じて算出（大阪府独自推計）

大阪府を訪れた外国人旅行者は、近年増加傾向にあります。今後、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や 2025 年大阪・関西万博など国際的イベントの開催も控える中、さらに多くの外国人が大阪府を訪れることが予想されます。



■訪日外客数及び来阪客数の推移

単位：万人

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
全国	1,341	1,974	2,404	2,869	3,119
大阪	376	716	940	1,110	1,142

## 外国人を取り巻く状況

多くの外国人が生活・滞在している中で、その文化、習慣、価値観への理解が不十分であること等から、差別落書きのほか、外国人であることを理由にした入居や入店の拒否といった差別的な対応が起こったり、賃金や労働時間が日本人と異なるなど、就労において不利益な扱いを受けたりする事例もあります。

また、地域の中で誰にも相談できずに課題を抱えたまま孤立していたり、騒音やゴミ出しなど文化や生活習慣の違いにより住民と摩擦が生じたりする事例もあります。

このほか、在日外国人の高齢者、障がい者の年金問題や、福祉サービスについても、言葉や食事、生活習慣の違いから利用が難しい状況が見られます。

## ともに暮らすために

多様な背景を持つ人々が一緒に暮らしていくためには、周囲の協力を必要とする場合が多くあります。互いの文化的な違いを認め合い、多様性を受け入れ、対等な関係を築くとともに国際的視野に立って一人ひとりの人権を尊重し、社会の構成員としてともに生きていく「多文化共生」社会を築いていくことが必要です。

大阪府では、平成14年に「大阪府在日外国人施策に関する指針」を定めて、すべての人が人間の尊厳と人権を尊重し、国籍、民族等の違いを認め合い、ともに暮らすことのできる共生社会の実現をめざし、在日外国人施策を総合的に進めています。



### ■法務省 外国人のための人権相談

日本語を自由に話すことができない方のために、全国の法務局・地方法務局では、以下の相談窓口を設けています。

- 外国人のための人権相談所（法務局における面談による相談です。10言語（英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語）に対応しています。）
- 外国語人権相談ダイヤル：0570－090911（全国共通・平日9時～17時。10言語（英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語）に対応しています。）
- 外国語インターネット人権相談受付窓口（英語及び中国語に対応しています。）

※詳しくは、







## すべての人が力を



## 発揮できる社会を



たかや さち  
高谷 幸さん

大阪大学大学院人間科学研究科准教授  
専門 / 社会学・移民研究

### —在留外国人を取り巻く状況

平成 30 年 12 月に出入国管理及び難民認定法が改正され、特定技能という新しい在留資格が創設されました。以前からある技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、当該開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的として創設された制度であることに対して、特定技能は、深刻化する人手不足に対応することを目的として創設された制度であるという違いがあります。人手不足が深刻な産業分野において外国人労働者が必要だと公式に政府が認めたわけです。

実際に、私たちのまわりでも外国人労働者と接する機会が多くなりました。特に、コンビニでは外国人留学生が昔から働いていますが、その割合が圧倒的に多くなっています。製造業、工場で働いている人なども多くいます。また、大阪には昔から在日コリアンや中国・台湾にルーツのある方が多く住んでいることも確認しておきたいところです。

このように、多くの外国人が暮らすなかで、その文化、習慣、価値観への理解が不十分であること等から、さまざまな課題があります。

### —外国人とともに暮らしていく中での課題

外国人に対する誤解や偏見もその一つです。例えば、これまで外国人に対する不安として、犯罪と治安の問題について語られることが多くありました。しかし、これは現実と結びついた不安ではありません。ここ 5～6 年で在留外国人は 70 万人くらい増えましたが、治安が悪くなったかというところではありません。むしろメディアに作られた不安だと思います。2000 年代後半に外国人と犯罪を結びつける報道が多くなり、そこで外国人といえば犯罪という言葉が結びつくようになりました。今でもその二つがセットになって語られることが多いため、不安を与えてしまっているのです。

現在では一人ひとりがメディアの単なる受け手ではなく、発信もできます。それはよいことの一方で、メディアに対するリテラシーを身につけることが重要です。これは外国人犯罪といった問題に限らず、例えばフェイクニュースにどうやって向き合うかというように、メディアを見極める力をみんなが持つべきです。

一方で、異なる文化を持つ人が身近に住むようになったら、不安になるかもしれません。しかし、それは「知り合う」ことによって解消することもあると思います。例えば、職場の同僚や客と店員といった形で知り合った外国人の背景を想像してみるとか、公的機関等で外国人と知り合うイベントなどに参加してみるのも面白いのではないかと思います。

私は、とくに若い世代には多様性に対する柔軟力があると思います。大学で学生たちと接していると、それぞれの個性が尊重されるべきだという意識を持っている学生が多いことを実感します。そういった意味で、未来に対して悲観



的になっていません。むしろこの世代が成長していく頃には、多様であることは当たり前になっているのではと思います。

外国人が日本で暮らすために必要なこととして、ことばを学べる場があるということです。日本語は日本社会で生きていく上で重要です。日本語ができるか否かで進学や就職においてかなりの格差が生まれます。日本に来た外国人が日本語を学ぶ機会が保障されるというのは重要で、そこはもっと充実させる必要があります。

同時に、子どもたちが、親のルーツのことばである継承語や、継承文化を学べる場も必要です。日本以外のルーツを持っていることを否定された経験を持つと自分に誇りが持てなくなり、そのことばを習得しようとは思わなくなるかもしれません。自分のルーツや自分らしさと結びつく文化的な背景を肯定的にとらえることが重要です。

### — 私たちに必要とされていること

個人の向き合い方でいえば、どれだけその人を尊重できるかが大事です。交通規則など日本のルールを知っ



てもらった必要がある場合がある一方で、いつでもどこでも「ここは日本だから日本のルールを守って」で済ませられるわけではありません。例えば、ムスリム（イスラム教徒）が（注）ハラール食品を求めているときに、「日本のやり方がありますので」というのではなく配慮が必要です。お互いのやり方を話し合いながら新しいルールをつくっていく柔軟さが必要かなと思います。

社会全体でいえば、外国人の権利はまだまだ保障されていません。人権というのは全ての人に保障されなくてははいけません。そして同時に、一人ひとりの違いも保障されなくてははいけません。それはアイデンティティや文化、宗教的な違いの保障です。大阪には多様な背景を持つ人が、話し合ったり、ときにはぶつかったりしな

がら、社会を築いてきた歴史があります。この中に新しく来た人たちがもっと入っていけるような形になったらと思います。

### — めざすべき社会

私は、一人ひとりの自己決定が反映されるような社会、自由に人生を決められるような社会が望ましいと考えています。もう少し日本で働きたいと思ったら働くことができ、学校に行きたいと思ったら学校に行くことができるといった、人生の選択肢が平等に保障されている社会です。

外国人には在留資格があり、様々な制限があります。例えば、家族滞在で日本に来た子どもが、高校卒業後に就職しようとしても難しいことがあります。なぜなら、家族滞在のビザでは週に 28 時間しか働けないからです。また、専門的な資格を取ろうと思えば、高卒だと難しい。ビザによって選択肢が狭められてしまいます。みんなが持てる力を最大限に発揮できる社会のほうがいいことが生まれると思いませんか。

日本人であれ、どんなルーツを持っている人であれ、その人自身の力が発揮できて、やりたいことが実現でき、その人らしく生きられるような社会というところから、外国人の人権について考えていけたらと思っています。

（注）イスラムの法に基づき食べることを許された食品。





# 団体紹介

NPO 法人

## おおさかこども多文化センター



おおさかこども多文化センター（通称オコタック）は、外国にルーツのある子どもの教育支援を中心に、次世代に求められる国際性豊かな人材の育成と、多様性を理解して違いを認め合う多文化共生社会をつくることをミッションとして平成23年2月に設立されたNPO法人です。

日本の将来を支える一員となる外国にルーツを持つ子どもたちが自分らしく、安心していきいきと暮らせる環境づくりのため、また子どもたち自身による自己表現・情報発信の機会を積極的に保障するため、さまざまな活動を展開しています。これらの活動を通じて、子どもたちをサポートする人々同士のネットワークづくりも進めています。

### 増えている外国にルーツをもつ子どもたち

平成30年5月の文部科学省の調査によると、全国の公立学校に在籍する外国籍生徒は93,133人です。また、日本語指導が必要な児童生徒数は日本国籍も含め全国で50,759人、大阪府では3,632人ですが、実際に日本語に困難を抱える子どもはもっと多く、潜在的にはこの数倍とも言われています。母国での学業途中で渡日した子どもたちは、学校で難しい日本語や文化の違いにとまどい、非常に困難な状況で学習しています。

### 主な活動内容



サタデー  
クラス  
「学習支援教室」



多文化にふれる  
えほんのひろば

#### ● 外国にルーツを持つ子どもたちへの日本語、母語教育を中心とする支援活動

- ・大阪府日本語教育支援センター（ピアにほんご）の運営（大阪府教育委員会委託事業）
- ・在日外国人日本語指導業務委託の運営（池田市教育委員会委託事業）

#### ● 外国にルーツを持つ子どもの学習や進学を応援する活動

- ・ボランティアによる学習支援教室「サタデークラス」運営
- ・「たぶんかじゅく」（大阪市塾代助成事業活用）運営

#### ● ニュースレター『OKoTaC 通信』の発行

#### ● 多文化な背景を持つ子どもの教育に関する

保護者、学校関係者等への情報提供・相談活動

#### ● 通訳・翻訳者、日本語講師、研修会講師の紹介

（各都道府県教育委員会、国際交流協会、自治体、NPO・NGO等への紹介実績あり）

NPO 法人 おおさかこども多文化センター

<http://okotac.org/>

平日 10:00-17:00（年末年始・夏季休暇を除く）

住所：〒550-0005

大阪市西区西本町 1-7-7CE 西本町ビル 8階

メール：[osakakodomo@gmail.com](mailto:osakakodomo@gmail.com)

## 大阪府の 取組紹介

令和元年度、複雑多様化する人権課題への対応や国際都市にふさわしい環境整備をはかるため、人権に関する3条例を制定・改正しました。ここでは「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」の内容と関連する取組の一部を紹介します。「大阪府人権尊重の社会づくり条例」「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」については、前号に掲載しています。

### 大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の 推進に関する条例を施行しました（令和元年11月1日施行）

ここが  
大切！

この条例は、ヘイトスピーチをなくし、すべての人がお互いに人種や民族の違いを尊重しあって共生する社会を築くことをめざしています。

ヘイトスピーチって何？  
（第2条）

特定の人種や民族の人々に恐怖心を与え、社会から追い出そうとするような、差別的言動をいいます。

ヘイトスピーチの禁止  
（第7条）

この条例では、ヘイトスピーチをしてはならないと定めています。ヘイトスピーチが許されない言動であることが、府民が共有する考え方として社会にしっかり根付くことをめざしています。

府民、事業者の  
皆さんへのお願い  
（第4条）

府民の皆さんには、この条例をきっかけにして、ヘイトスピーチの解消の必要性について理解を深めていただくとともに、様々な取組にご協力いただきますようお願いいたします。

詳しくは、大阪府府民文化部人権局人権擁護課ホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken-yogo/hatejyourei/index.html>

### ヘイトスピーチ解消に向けた取組

・デジタルサイネージを  
利用した啓発

令和元年12月2日から12月8日

（阪急大阪梅田、南海難波、大阪モノレール各駅）



・啓発ポスター





第38回

## 人権啓発詩・読書感想文募集事業の表彰式を行いました。



大阪府・大阪府教育委員会・人権啓発推進大阪協議会（愛ネット大阪）では、府民の人権意識の高揚を図るため、府内の小・中学（部）生を対象に、人権の尊さやお互いの人権を守ること、差別のない明るい社会を築くことの大切さ、平和の尊さなどを訴えることを内容とする「人権啓発詩・読書感想文」を毎年夏に募集し、入選作品の表彰を行っています。

今回は、詩部門・読書感想文部門あわせて619作品（詩399作品、読書感想文220作品）の応募があり、その中から23作品を入選とし、令和2年1月19日（日）にホテルプリムローズ大阪において表彰式を行いました。

入選作品集（A5版48ページ・無料）を作成しましたので、ご希望の方は大阪府人権局（詳細下記）までお申し込みください（送料はご負担ください）。

### 「みんな同じ。」

寝屋川市立池田小学校 六年 藤林 果花

「あの子だからいいと思った。」

なんで？

なんでいいん？

人はみんな、責められたら怖いんちゃうん？

人はみんな、文句言われたら嫌なんちゃうん？

人はみんな、陰口言われたら悲しいんちゃうん？

人はみんな、たたかれたら痛いんちゃうん？

人はみんな、言葉の暴力痛いんちゃうん？

あなたも、あの子も一緒やん。

みんな、一緒やん。

人はな、生まれた時みんな心にきれいな花畑があんねん。

一人一人心に咲いている花がちがうから性格がちがう。

それを自分とちがうからって笑うんちゃううで。

おもしろくないで。

人の花畑を人がふみ散らかしてんねんで。

そのあらされた花畑は元にもどらんねんで。

言葉を出す前にちょっと待って。

一回立ち止まって考えて。

何かがひらめくんちゃう？

その一言、いるんかな？

大阪府では、様々な人権問題に対する大阪府の取組や、人権関係規程の趣旨・内容等について分かりやすく解説した「大阪府人権白書 ゆまにてなにわ34」を発行しました（A4版40ページ・無料）。

市役所・町村役場のロビーや図書館、学校等に配置し広く府民にご覧いただくとともに、庁内の人権研修はもちろんのこと、企業・施設等での人権研修資料としても広く活用されています。

冊子をご希望の方は、大阪府人権局（詳細下記）までお申し込みください（送料はご負担ください）。



大阪府人権白書

「ゆまにてなにわ34」

を発行しました。

令和2（2020）年3月発行

発行 / 大阪府府民文化部人権局

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎38階

TEL:06-6210-9281 FAX:06-6210-9286

http://www.pref.osaka.lg.jp/s\_jinken/

編集 / 公益財団法人大阪YWCA

〒530-0026 大阪市北区神山町11-12

TEL:06-6361-0838 FAX:06-6361-2997

http://osaka.ywca.or.jp

「そうぞう」とは

人権尊重社会を実現するためには、さまざまな偏見や差別を受けている人の状況・気持ちを「想像」することと、豊かな人権文化を「創造」することが必要です。この情報誌がこれらの「そうぞう」につながるように—そんな思いが込められています。